

平成 26 年 8 月 26 日開催

石狩市教育委員会会議（8 月定例会）資料

< 議案 >

- ・平成 27 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・石狩市民図書館協議会への諮問について・・・・・・・・ 別冊 1, 2

< 報告事項 >

- ・奨学金制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 ～ P 6
- ・今後の市内小中学校の整備について・・・・・・・・・・・・ P 7 ～ P 8

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第２号>

平成２７年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択について

平成２７年度用 一般図書 新規一覧

出版社名	図 書 名
学研教育出版	はじめてののりもの絵本 はっけんずかん のりもの
	あそびのおうさまずかん１ からだ
ひさかたチャイルド	ロングセラー絵本 でんしゃでいこう でんしゃでかえろう
ポプラ社	おととあそぼうシリーズ３３ 新装版おてほんのうたがながれるどうようえほん
成美堂出版	音と光のでる絵本 たのしいどうよう
	作ってみよう！ リサイクル工作６８
永岡書店	たんたんタンバリン リズムえほん
	リズムにあわせて、うたいながら、たたこう！ たいこでドン！ドン！スペシャル
偕成社	エリック・カールの絵本 できるかな？ あたまからつまさきまで
日本教育研究出版	私たちの進路 〈あしたへのステップ〉
ジェラ	かいて けして またかける あいうえお

< 報告事項 1 >

奨学金制度（石狩市奨学金支給条例）の見直しについて

本市の奨学金制度は、制定（昭和49年）して以来、抜本的な改正を行っていないことから、来年度に向けて制度の見直しを行います。社会経済情勢の変化、奨学審議委員会での意見、平成26年度から新たに国庫補助をもとに各都道府県で実施された「高校生等奨学給付金」制度等を踏まえ、次のとおり改正（案）の骨子をまとめましたので、みなさまのご意見を伺います。

改正にあたっての考え方

現在、高校や大学への進学に伴う教育費は、平成9年以降、給与所得者の平均給与が減少傾向にある中で、家計での経済的負担は増えています。

国による高校生等への修学支援は、授業料に充てる「高等学校等就学支援金」や市町村民税所得割非課税の世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」により充実をみておりますが、まだまだ十分ではありません。

本市においては、小中学校の就学援助認定率が28.5%（H25）と高く、経済的に厳しい家庭が多いと認識しています。中学校卒業後、ほとんどの生徒が高等学校へ進学していますが、高校生はアルバイトなどで自ら学費を工面する手段が大学生に比べて限られる側面が高く、実際、本市の高校奨学金の申請件数も右肩上がりとなっています。

高等学校での在学期間は、自分の将来を見据えて進路を選択する大事な時期です。この期間に学習費に困窮することなく、しっかりと学習に取り組むことが必要であると考え、高等学校の修学期間に特化し支援する制度へ改正します。このことから、大学生を持つ家庭の経済的負担が大ききことは十分承知していますが、大学生の奨学金給付については廃止することとします。

改正による変更点

1. 奨学金の種類及び額

		月額奨学金		入学支度資金	
		現 行	改正(案)	現 行	改正(案)
大学学生		7,000 円	廃 止	10,000 円	廃 止
高等専門学校学生	第4学年及び第5学年	7,000 円	廃 止		
	第1学年から第3学年	5,000 円	6,000 円	5,000 円	40,000 円
高等学校生徒		5,000 円	6,000 円	5,000 円	変更なし

■大学学生

月額奨学金及び入学支度資金を廃止します。ただし、現行制度による2年間の経過措置を設けます。

■高等専門学校学生

高等専門学校学生のうち、第1学年から第3学年は、高等学校生徒と同額の月額奨学金を支給し、入学時のみに必要な「入学料」の概ね2分の1の額を入学支度資金として支給します。

また、第4学年及び第5学年の月額奨学金を廃止します。（※経過措置は大学学生に同じ。）

■高等学校生徒

学習費^{※1}として必要な費用と概ね同額を月額奨学金として支給します。入学支度資金については、公立高等学校の入学料と差異が僅かであるため改正しません。

※1 学習費とは、生徒会費、PTA会費、教科書費・教科書以外の図書費、学用品・実験実習材料費、通学用品費相当額（文部科学省公表「子供の学習費調査」より）

2. 高校生等奨学給付金が支給される場合の取扱い

都道府県が実施する高校生等奨学給付金の対象世帯（市町村民税所得割非課税の世帯）は、次ページの[参考](#)に記載する額の給付金が支給されることから、本市の奨学生となった場合の奨学金は、給付金との差額分を支給します。ただし、本市の奨学金支給額を上回る給付金が支給される場合と、生活保護世帯は、本市の奨学生の支給対象から除きます。

- ①「第1子の高校生」については、差額支給します。
- ②「23歳未満の扶養されている兄・姉がいる、第2子以降の【全日制・定時制】の高校生」については、本市奨学金支給額を大きく上回る給付金が支給され、充実した内容となっているため、支給対象から除きます。ただし、「【通信制】の高校生」は差額支給とします。
- ③「生活保護世帯」は、生活保護費から高等学校等就学費が措置されており、さらに給付金が支給されることになるため、支給対象から除きます。

3. 奨学生選定の時期

高校生等奨学給付金の対象となる世帯の申請状況や課税状況を確認する必要があることから、選定期間をこれまでの「5月31日まで」から「7月31日まで」に変更します。

4. 選考基準

学業に関する選考基準について、次の項目を明記する。

直近3か年の学業成績の評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上であること。

5. 条例の施行期日

平成27年4月1日を予定。

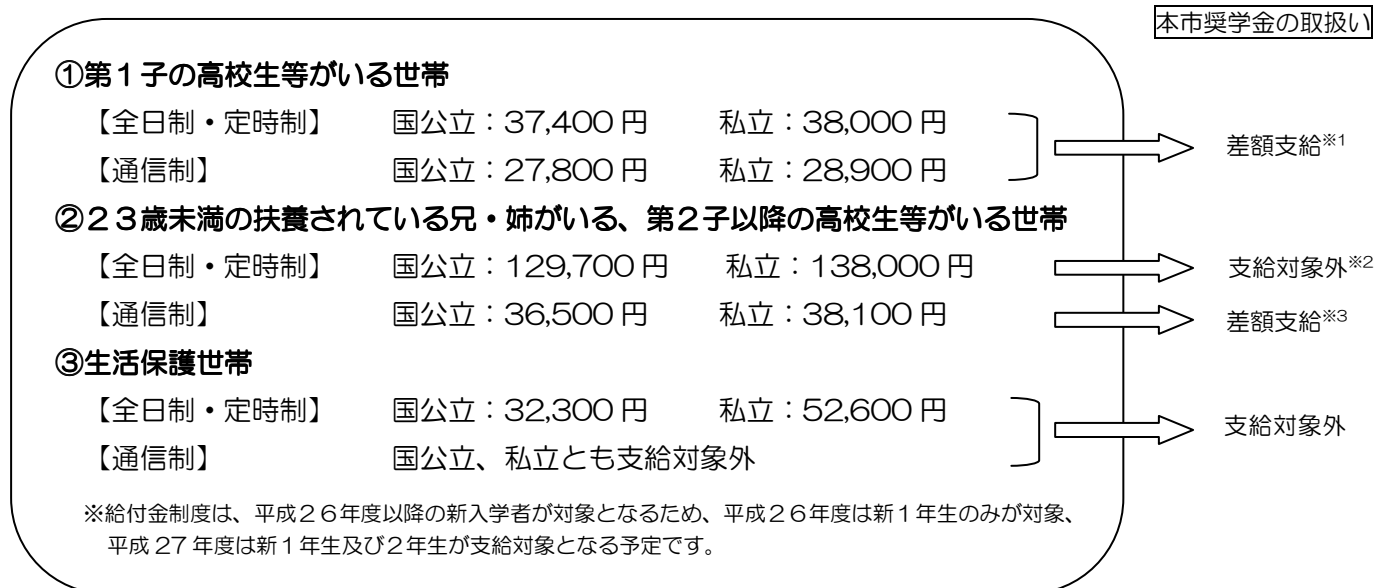
6. 奨学基金への寄付募集

本市の奨学金は返済の必要がない給付型の制度で、その財源は奨学基金の取り崩しによって賄っています。しかしながら、昨今の低金利による運用益の減少もあり、この事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、広く皆様からのお力添えをいただきながら継続していきたいと考えています。

参 考

●都道府県が実施する高校生等奨学給付金（H26 年度）

※給付対象となる世帯は市町村民税所得割が非課税の世帯です。



●本市奨学金の取り扱い例

※1 例えば、公立高校（全日制）に通う第1学年 第1子の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{（本市奨学金）} - \text{（都道府県が実施する給付金額）} = \text{本市奨学金支給額} \\
 & \text{年額 77,000 円} - \text{年額 37,400 円} = \text{年額 39,600 円} \\
 & \bullet \text{本市奨学金 年額 77,000 円は、入学支度資金 5,000 円を含めた金額です。}
 \end{aligned}$$

※2 例えば、23歳未満の扶養されている兄がいる公立高校（全日制）に通う第2学年 第2子の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{（本市奨学金）} - \text{（都道府県が実施する給付金額）} = \text{本市奨学金支給額} \\
 & \text{年額 72,000 円} - \text{年額 129,700 円} = \text{0円（支給対象外）}
 \end{aligned}$$

※3 例えば、23歳未満の扶養されている姉がいる私立高校（通信制）に通う第2学年 第2子の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{（本市奨学金）} - \text{（都道府県が実施する給付金額）} = \text{本市奨学金支給額} \\
 & \text{年額 72,000 円} - \text{年額 38,100 円} = \text{年額 33,900 円}
 \end{aligned}$$

奨学金額と各学校における学習費等の比較

【高校生】

現在の奨学金額
年額60,000円
(月額5,000円)

公立高校の学習費※1
年額68,390円
(奨学金額との差▲8,390円)

奨学金額の 見直し

見直し後の奨学金額
年額72,000円
(月額6,000円※2)

公立高校の学習費
年額68,390円
(奨学金額との差 3,610円)

年額
12,000
円増

【高等専門学校生】 (1-3年生)

現在の奨学金額
年額60,000円
(月額5,000円)

国立高専の学費※3
年額約100,000円
(奨学金額との差▲40,000円)

奨学金額の 見直し

見直し後の奨学金額
年額72,000円
(月額6,000円)

国立高専の学費
年額約100,000円
(奨学金額との差▲28,000円)

年額
12,000
円増

平成24年度 子供の学習費調査 ～学校種別の学習費～

(単位:円)

区 分	高等学校(全日制)
	公立
	24年度
学 習 費 総 額	386,439
学校教育費	230,837
授業料	—
修学旅行・遠足・見学費	32,042
学級・児童会・生徒会費	14,518
PTA会費	8,308
その他の学校納付金	23,097
寄附金	167
教科書費・教科書以外の図書費	18,970
学用品・実験実習材料費	17,031
教科外活動費	37,349
通学費	46,175
制服	20,279
通学用品費	9,563
その他	3,338

①+②+③=68,390円

出典: 文部科学省 (H26.1.10公表)

※1 H26.1.10付け文部科学省が公表した「平成24年子供の学習費調査」(隔年実施)の学習費のうち、「生徒会費」「PTA会費」「教科書費・教科書以外の図書費」「学用品・実験実習材料費」「通学用品費」の合計額【別紙1】

※2 H25.6.21-7.12に市教委が実施した「奨学金制度に関するアンケート」により、高校生を対象とした給付型奨学金の平均額は月額6,309円であった。

※3 文科省等が公表する学習費が無いので、北海道内にある国立高専(函館高専、旭川高専、苫小牧高専、釧路高専)のHPのうち、学費の掲載が無い函館高専を除く高専3校の入学時の諸経費(学生会費、教科書、教材代等)。北海道内に公立・私立なし。

入学支度資金と各学校における入学金の比較

【高校生】

現在の入学支度資金
5,000円

公立高校の入学金※4
5,650円
(入学支度資金との差▲650円)

入学支度資金の  見直し

公立高校の入学金と差異が僅かであるため、
入学支度資金については変更なし

※4 「北海道立学校条例」の入学金。

【高等専門学校生】 (1-3年生)

現在の入学支度資金
5,000円

国立高専の入学金※5
84,600円
(入学支度資金との差▲79,600円)

入学支度資金の  見直し

見直し後の入学支度資金
40,000円

国立高専の入学金
84,600円
(入学支度資金との差▲44,600円)

35,000
円増

※5 「国立高等専門学校授業料その他の費用に関する省令」の入学金。北海道は、現在、公立・私立高等専門学校がないため、国立高等専門学校のみ。

今後の市内小中学校の整備について

「厚田区」「本町・八幡地区」の児童生徒の減少、施設の老朽化等を踏まえ、今後のより良い学習環境確保のための学校整備等を検討する。

1 検討の経緯

(1) 厚田区

➤ 検討の手法・時期

厚田区学校検討会（全6回）を開催（平成24年5月～平成25年1月）

➤ 検討の方向性

児童生徒数減少を踏まえ、将来的には、区内に小学校1校、中学校1校の整備を検討

(2) 本町・八幡地区

➤ 検討の手法・時期

石狩市立小学校及び中学校の規模・配置等検討会（平成16年1月～平成17年3月）

➤ 検討会による考え方

石狩小学校及び八幡小学校については、児童数の減少傾向から、単独校としては、今後において適正な学校規模を確保することが困難であり、将来的には、統合の方向で検討する等

2 検討の方法について

下記のとおり、「厚田区」「本町・八幡地区」において、それぞれ検討会を開催する。

(1) 構成員

・学識経験者・・・（厚田区においては、地域協議会関係者）

・町内会関係者

・PTA関係者

※学校関係者は、必要に応じてオブザーバーとして参加

(2) 検討内容

・学校整備の時期

・整備の方向性（学校の形態、場所など）

石狩市内小中学校の現状と今後の推計について

【１】厚田区

対象校	厚田小学校			望来小学校			聚富小学校			聚富中学校			厚田中学校		
築年数	S 59年 (築30年)			S 60年 (築29年)			S 55年 (築34年)			S 55年 (築34年)			S49新設 S57改築 (築40年)		
■推計(特支除く)	H27	H29	H31	H27	H29	H31	H27	H29	H31	H27	H29	H31	H27	H29	H31
児童生徒数	38人	27人	23人	8人	8人	9人	19人	16人	11人	9人	10人	13人	22人	28人	24人
学級数	4	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3
課 題	➤学校施設の老朽化 ➤児童数の減少														

【２】本町・八幡地区

対象校	石狩小学校			八幡小学校		
築年数	円形校舎：S31 その他：S49～S53 (築58～36年)			H元年 (築26年)		
■推計(特支除く)	H27	H29	H31	H27	H29	H31
児童生徒数	68人	70人	63人	60人	51人	42人
学級数	6	6	6	6	5	4
課 題	➤学校施設の老朽化 ➤児童数の減少					